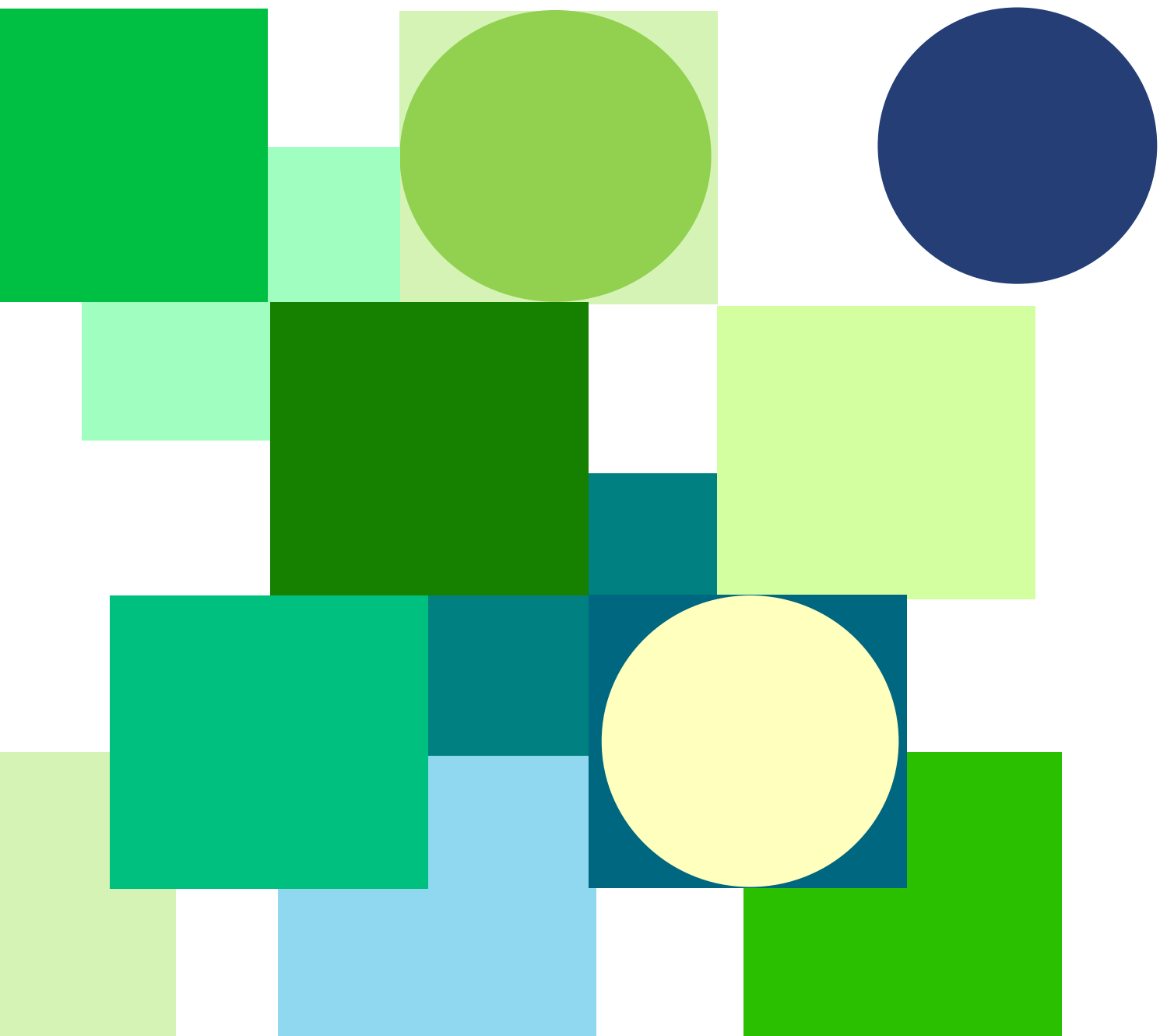


たてばやし 男女共同参画プランV

男(ひと)と女(ひと)が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり

第5次館林市男女共同参画基本計画
平成29(2017)年度～平成33(2021)年度



男女共同参画都市宣言

た がいのことばに 心ひらき
て をたずさえて
は げましあう男（ひと）と女（ひと）
それは
や すらぎと活力の光りに満ちる
し あわせな都市（せかい）の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、更なる
やすらぎと活力が満ちあふれることを願います。
一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることを願います。
私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造
に向かって、
ともに確かな一歩を踏み出すことを誓い、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。



男女共同参画都市宣言モニュメント

平成16年4月1日
館林市



は じ め に

男女共同参画社会は、誰もが性別に縛られずに生き方を選択することができ、相互に尊重し合える社会です。

現在、少子高齢化による人口減少、経済のグローバル化や雇用の不安定化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況において将来にわたり豊かで活力ある社会を維持するため、改めて女性の活躍推進の重要性が認識されています。

国では、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた大きな動きがありました。高度経済成長期から続いている男性中心型労働慣行を見直し、仕事（ワーク）と生活（ライフ）のバランスのとれた職場環境の整備や意識改革が求められています。

市民が個性と能力を発揮し、多様性を認め、尊重し、共に責任を持って支え合う男女共同参画社会の構築を目指し、「第5次館林市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、「男（ひと）と女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」に向けて、総合的かつ効果的に本市事業を実施いたしますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました館林市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

館 林 市

目 次

第Ⅰ章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 第4次計画の評価	7

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	9
2 計画の基本目標	10
3 計画の性格	10
4 計画の期間	10

第Ⅲ章 基本計画

1 計画の体系	12
2 基本目標と施策の方向	
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画	
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	13
施策の方向2 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍推進	16
施策の方向3 社会・地域活動における男女共同参画の推進	20
基本目標Ⅱ 安全安心な暮らしの実現	
施策の方向4 生涯を通じた女性の健康支援	22
施策の方向5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	23
施策の方向6 様々な人が安心して暮らせる環境整備	26
基本目標Ⅲ 男女の人権の平等	
施策の方向7 男女の人権の尊重	29
施策の方向8 教育・学習の充実	30
施策の方向9 防災分野における男女共同参画の推進	32

第Ⅳ章 計画の推進

1 推進体制	3 5
2 進行管理	3 5
数値目標	3 6

資 料

第5次館林市男女共同参画基本計画策定過程	3 8
館林市男女共同参画審議会答申	3 9
館林市男女共同参画審議会委員名簿	4 2
男女共同参画都市宣言	4 3
館林市男女共同参画推進条例	4 3
男女共同参画社会基本法	4 6
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	5 1
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	5 9
用語解説	7 1

第 I 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、性別的な役割に縛られず男女が自分の生き方に自信と誇りを持ち活躍できる社会です。平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女は対等な社会の構成員としてあらゆる分野で活躍する権利を持ち、社会において共に責任を担うとされ、そのための取組が進められています。

平成13年に配偶者等からの暴力による被害者保護のための「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成22年に男性にも育児休業の取得を促す「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児・介護休業法）」が施行されるなど家庭や地域社会における男女共同参画推進のための制度の充実が図られてきました。

平成25年に国は、日本の成長戦略として取り組むべき最重要課題として女性の活躍を位置づけました。そのため施行から30年が経過した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の更なる加速を目指し、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を10年間の時限立法として制定しました。

女性の活躍を推進するときに非常に重要なカギとなるのが、高度経済成長期から続いている男性中心型労働慣行等※（注）の積極的な改善です。働く意思を持つ女性が、結婚・出産・育児・介護といったライフイベントの際に仕事を辞めてしまうことがないように就労環境の改善を図り、社会全体で女性の活躍を支援していくことが求められています。

本市では、平成8年3月に現在の男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）の第1次計画に位置付けられる「21' 生き生きプラン館林」を、平成13年12月に第2次基本計画「男女共同参画プラン・たてばやし」を、平成19年7月に第3次基本計画「アクティブプラン・たてばやし」を、平成24年3月に第4次基本計画「たてばやし男女共同参画プランⅣ」を策定し、時代の変化を捉えながらその都度計画の見直しを行い、男女共同参画を総合的に推進してきました。また、これに合わせ、平成16年4月に「男女共同参画都市宣言」、平成17年4月には「男女共同参画推進条例」を制定するなど推進体制の整備を図ってきました。

現在、私たちの暮らす社会は、少子高齢化、人口減少化、グローバル化、雇用の不安定化など日々めまぐるしい変化を遂げています。このような状況下、将来にわたり豊かで活力ある社会を維持するためには女性の活躍を積極的かつ着実に推進していく必要があります。

活力ある豊かな郷土を次世代に引き継いでいくため、これまでの基本計画で継続的に進めてきた「男（ひと）と女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」を継承し、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図り、未来に目を向けた「第5次館林市男女共同参画基本計画」を策定します。

※（注） 内閣府によれば、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連が「国際婦人年」と定めた昭和50(1975)年、メキシコシティにおいて第1回世界女性会議が開催され、女性の地位向上を図るための指針となる「世界行動計画」が採択されました。昭和54(1979)年、国連総会における「女子差別撤廃条約」採択、昭和60(1985)年、第3回世界女性会議(ナイロビ)における「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択などを経て、平成7(1995)年第4回世界女性会議(北京)において「北京宣言」及び各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。その後ニューヨークにおいて平成12(2000)年に国連特別総会、平成17(2005)年に第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)、平成22(2010)年に第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚級会合)、平成27(2015)年に第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚級会合)が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

(2) 日本の動き

国内では、昭和50(1975)年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年の「国内行動計画」の策定や昭和60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准を契機に、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の制定など法律や制度の整備が図られてきました。

平成11(1999)年には、国民が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むうえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、以来、平成13(2001)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の制定、平成19(2007)年「仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定、平成22(2010)年「改正育児・介護休業法」の施行など、様々な分野で施策を推進してきました。平成27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を目指した取り組みを行うこととされました。

(3) 館林市の動き

本市では、平成6(1994)年に女性児童課女性政策係を設置しました。男女共同参画に関する施策の総合的な推進計画として、平成8(1996)年に「21'生き活きプラン館林」を策定し、以来、平成13(2001)年「男女共同参画プラン・たてばやし(第2次計画)」、平成19(2007)年「アクティブプラン・たてばやし(第3次計画)」、平成24(2012)年「たてばやし男女共同参画プランⅣ(第4次計画)」と社会情勢の変化に対応した見直しを行いながら、着実に施策を推進してきました。また、平成16(2004)年4月に「男女共同参画都市宣言」を行い、翌平成17(2005)年には「男女共同参画推進条例」を制定して、市、市民、事業者、教育関係者等が協働した男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。同条例に基づき設置した「館林市男女共同参画審議会」では、市の男女共同参画に関する施策について総合的な審議を行い、専門的な知見や市民の意見を反映させながら施策の推進を図っています。

このようなことを踏まえ、このたび、「たてばやし男女共同参画プランⅣ」から5年が経過し、社会情勢の変化や地域の課題に対応するため、新たな計画を策定するものです。

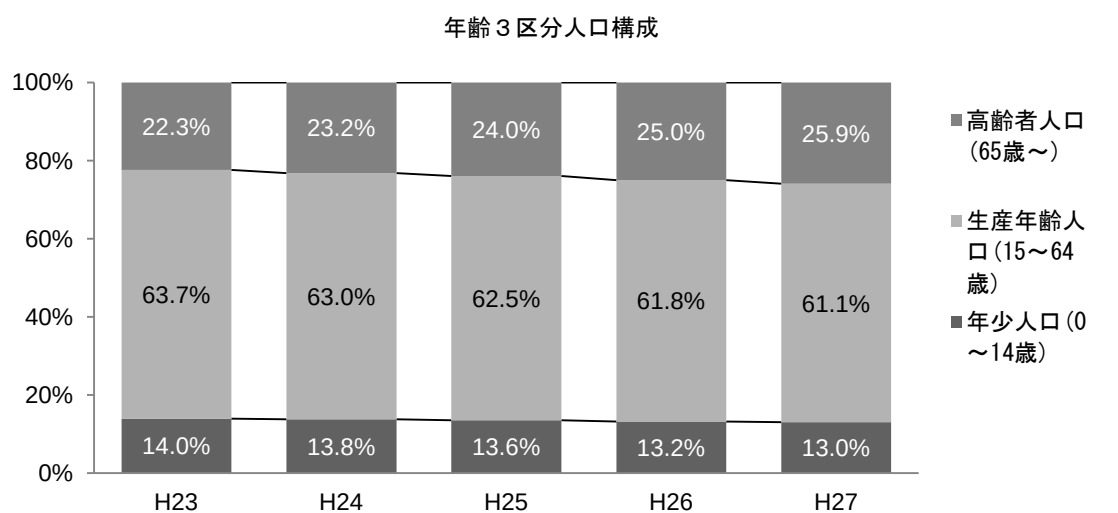
男女共同参画を取り巻く主な動き

年	世界の動き	日本の動き	群馬県・館林市の動き
昭 50 (1975)	第 1 回世界女性会議「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) ・「世界行動計画」の採択 ・「国連婦人の 10 年」宣言	総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置	
昭 52 (1977)		国内行動計画の策定 国立婦人教育会館開館	
昭 54 (1979)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択		(県)県民生活部婦人児童課に婦人対策室を設置 (県)群馬県婦人問題懇話会を設置 (市)婦人ボランティア講座を開講
昭 55 (1980)	第 2 回世界女性会議(コペンハーゲン)	女子差別撤廃条約への署名	(県)新ぐんま婦人計画の策定
昭 60 (1985)	第 3 回世界女性会議「国連婦人の 10 年最終年世界会議」(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ宣言を採択	女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の公布 国籍法、戸籍法の改正	(県)国連婦人の 10 年最終年記念群馬大会
昭 62 (1987)		西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画の策定	
昭 63 (1988)			(市)館林市婦人団体連絡会議を設置
平 3 (1991)		「育児休業法」制定	(県・市)「新ぐんま 2010」並びに「館林市第 3 次総合計画」に女性の地位向上を位置づける
平 5 (1993)	女性に対する暴力撤廃宣言(国連総会)	パートタイム労働法施行 中学校家庭科男女必修完全実施	
平 6 (1994)	ILO パートタイム労働に関する条約を採択 国際家族年	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置	(県)県民生活課に女性政策室を設置 (市)女性児童課女性政策係を設置 (市)庁内に女性行政連絡会議を設置 (市)市内有識者、市民で組織する女性行動計画会議を設置
平 7 (1995)	第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言」と「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」の制定	
平 8 (1996)	ILO 家内労働条約を採択	男女共同参画 2000 年プランの策定	(市)第 1 次男女共同参画基本計画「21' 生き生きプラン館林」策定
平 9 (1997)		男女雇用機会均等法、労働基準法等の改正	(市)情報紙「扉を開こう」発行開始
平 11 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	(県)「99 新潟・福島・群馬三県女性サミット」群馬県で開催
平 12 (2000)	女性 2000 年会議を国連特別総会として開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画週間の決定 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行	(市)第 2 次館林市女性行動計画推進会議を設置
平 13 (2001)	第 45 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	「DV 防止法」制定 ・内閣府の男女共同参画局を設置	(県)ぐんま男女共同参画プランを策定 (市)第 2 次男女共同参画基本計画「男女共同参画プラン・たてばやし」策定

年	世界の動き	日本の動き	群馬県・館林市の動き
平 14 (2002)			(県)群馬県男女共同参画推進条例制定 (市)女性団体連絡協議会を結成 (市)男女共同参画ふれあいコンサートの開催開始 (市)男女共同参画市民フォーラムまたは講演会の開催
平 15 (2003)			(市)男女共同参画週間記念講演会の開催開始 (市)男女共同参画一行詩の募集開始
平 16 (2004)		「改正DV防止法」施行 ・精神的暴力、性的暴力も含む	(市)男女共同参画都市宣言
平 17 (2005)	第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)	男女共同参画基本計画(第 2 次)の策定	(市)男女共同参画推進条例を制定 (市) 男女共同参画審議会を設置
平 18 (2006)			(県)群馬県男女共同参画基本計画(第 2 次)策定 (市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平 19 (2007)		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	(市)第 3 次男女共同参画基本計画「アクティブプラン・たてばやし」策定
平 20 (2008)		「改正DV防止法」施行	
平 21 (2009)	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解公表)		(県)ぐんま DV 対策基本計画(改定版)策定 (県)ぐんま男女共同参画センター設置
平 22 (2010)	第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」閣僚会合)	「改正育児・介護休業法」施行	(市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平 23 (2011)		男女共同参画基本計画(第 3 次)の策定	(県)群馬県男女共同参画基本計画(第 3 次)策定
平 24 (2012)			(市)男女共同参画基本計画(第 4 次「たてばやし男女共同参画プランⅣ」)策定
平 26 (2014)		「改正DV防止法」施行 ・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者にも適用	
平 27 (2015)	第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」閣僚会合)	「女性活躍推進法」公布 男女共同参画基本計画(第 4 次)の策定	(市)男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平 28 (2016)			(県)群馬県男女共同参画基本計画(第 4 次)策定

(4) 少子化・高齢化の現状

本市の人口構成をみると、年少人口、生産年齢人口の割合は年々減少し、平成27年の年少人口は13.0%、生産年齢人口は61.1%となっています。一方、高齢者人口の割合は年々増加し、平成27年は25.9%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが必要です。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

3 第4次計画の評価

第4次基本計画では、以下の5つの項目について数値目標を定め、目標達成に向け施策を推進してきました。各事業については、毎年事業担当課による自己評価を実施し、その結果を館林市男女共同参画審議会に報告を行い、事業の改善等を図っています。

(1) 社会全体において男性が優位と思う人の割合

男女共同参画計画策定時の値65.3%に対し、現在65.1%とほぼ横ばいの結果となりました。事業を着実に実施しているものの、市民が男女平等の実感を得られるまでには至っていません。各事業についてさらなる取り組みが必要です。

基準値(H22)	目標値(H28)	実績値(H27)
65.3%	55.0%	65.1%

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考えに賛成する人の割合

固定的な性別役割分担意識の解消のため、意識啓発や制度の周知、子育て・介護の支援など様々な事業を実施しており、目標をほぼ達成しました。今後も継続して取り組んでいきます。

基準値(H22)	目標値(H28)	実績値(H27)
39.3%	35.0%	35.1%

(3) 審議会等における女性の登用率

着実に伸びているものの、目標達成には至らず、国や県に比べ取り組みが遅れています(国：36.7%、県：36.5%)。推薦母体となる団体に女性が少ないなどの課題がありますが、女性登用の積極的な働きかけと、審議会等で発言できる女性の人材の育成が必要です。

基準値(H23)	目標値(H28)	実績値(H27)
21.0%	35.0%	24.4%

(4) 市管理監督職に占める女性の登用率(係長以上)

庁内における管理監督職への女性の登用を着実に進め、目標を達成しました。今後は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の特定事業主行動計画に基づき、継続して登用を推進します。

基準値(H23)	目標値(H28)	実績値(H27)
17.6%	22.0%	26.1%

(5) 区長・副区長に占める女性の割合

区長定例会等で周知を行っているものの、伸び率は低調です。地域住民の意識改革や理解促進について、さらなる取り組みが必要です。

基準値(H23)	目標値(H28)	実績値(H27)
3.3%	5.0%	0.8%

第Ⅱ章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、「館林市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本計画のテーマ及び基本理念を以下のとおりとします。

テーマ

『男(ひと)と女(ひと)が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり』

基本理念（館林市男女共同参画推進条例第3条より）

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、互いに人権を尊重すること。性別による差別的取り扱いを無くし、個人の能力が発揮できる機会を確保すること。

2 社会の制度又は慣行の見直し、意識の改革

ジェンダーによる固定的な役割分担を反映した制度や慣行を無くすこと。これらの制度又は慣行が、個人の社会活動における自由な選択に影響しないようにすること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野の政策や方針の決定とともに参画する機会を確保すること。

4 男女の家庭生活と仕事等の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら子どもの養育や介護などの家庭生活と地域や学校、職場などの活動が両立できるようにすること。

5 男女平等を推進する教育の充実

男女共同参画の推進は、教育の果たす役割が大切であり、男女平等の理念に基づいた教育がなされること。

6 異性に対するあらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(DV)など、身体的・精神的・性的な嫌がらせやあらゆる暴力を根絶すること。

7 男女の性差の尊重と健康支援

男女が互いの性を正しく認識し尊重すること。特に、妊娠・出産等の女性の特性について互いに尊重し、ともに健康な生活が送れるようにすること。

8 国際協調

男女共同参画の推進は、国際的な取り組みと密接に関わっていることから、その動向に配慮すること。

2 計画の基本目標

性別に関係なく全ての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、将来にわたって発展していくために極めて重要であり、社会全体で取り組むべき課題です。

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保されることが必要です。

また、医療や保健など実情に応じたきめ細やかな支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組をとおして、安全・安心に暮らせる環境を整備することが必要です。

そして、啓発や教育をとおして男女が互いに人権を尊重し、支え合う意識を育てるとともに、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行を見直すことが必要です。

そこで、本計画では以下の3つの基本目標を定め、効果的な施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

基本目標Ⅱ 安全安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲ 男女の人権の平等

3 計画の性格

(1) 本計画は、「たてばやし男女共同参画プランⅣ(第4次館林市男女共同参画基本計画・平成24年度～平成28年度)」に続く計画です。

(2) 本計画は、「館林市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

(3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものです。また、基本目標Ⅰは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項の市町村推進計画に、基本目標Ⅱ施策の方向5は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項の市町村基本計画に位置づけられるものです。

(4) 本計画は、国および群馬県の男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、市の総合計画である「たてばやし市民計画2020」との整合性を図りながら、相互に連携し合う関係として位置づけられるものです。

4 計画の期間

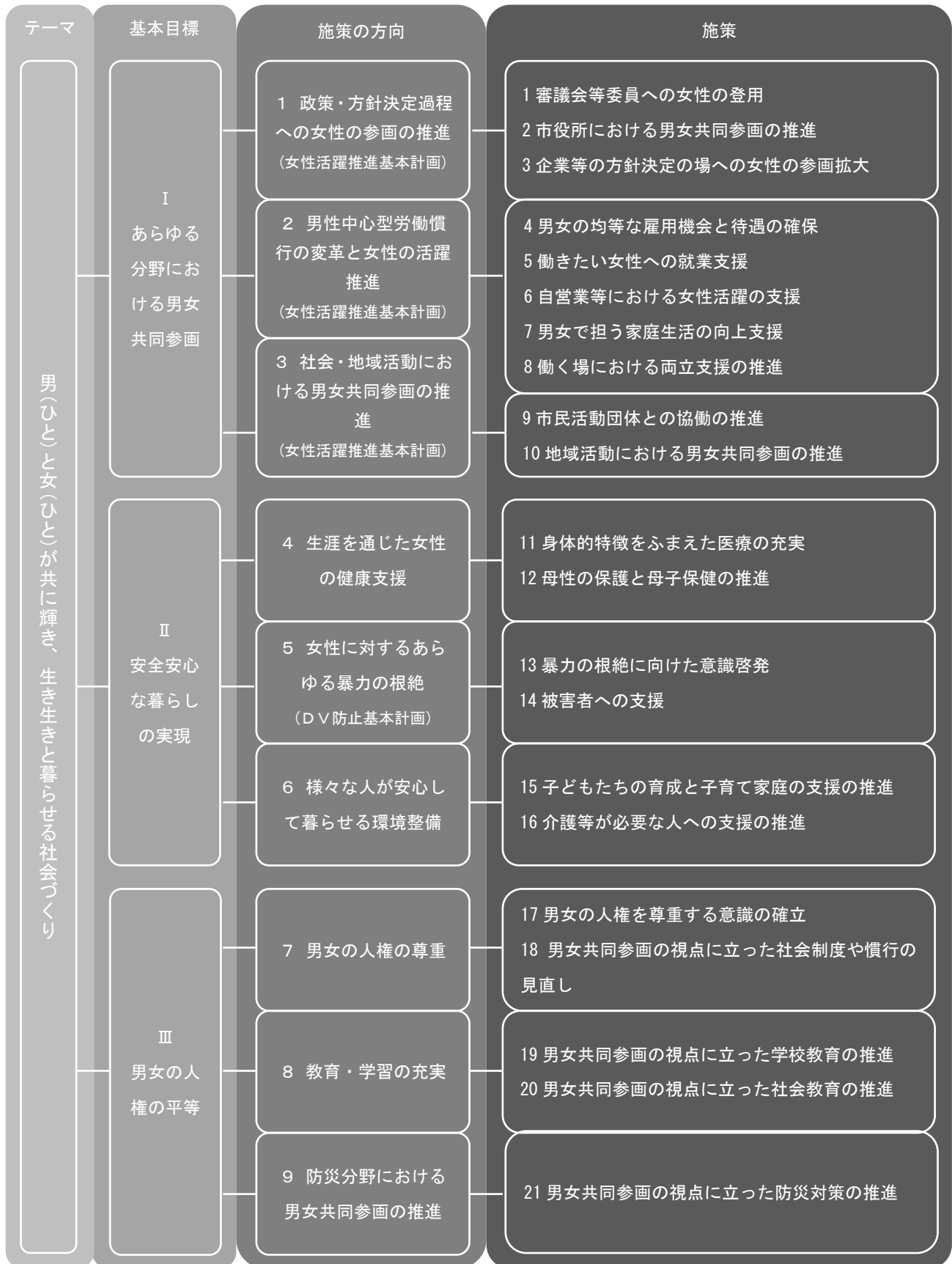
計画の期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、内容の見直しを行います。

第三章

基 本 計 画

1 計画の体系



施策の方向１ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【館林市女性活躍推進基本計画】

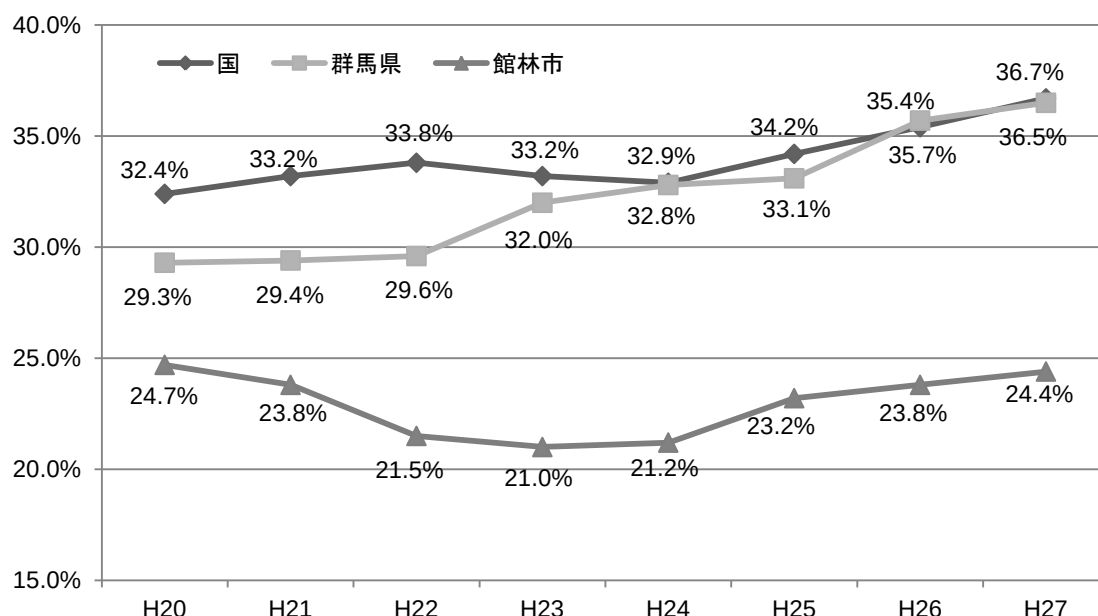
現状と課題

将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を実現するためには、男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できることが必要です。国は平成１５年に、男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも３０％程度となるよう期待する」との目標を掲げています。

市では、館林市男女共同参画推進条例に基づき、審議会等の女性登用の促進について積極的改善措置（ポジティブアクション）に取り組んできましたが、審議会等の委員に占める女性の割合は２４．４％（平成２７年４月１日現在）と、十分に進んでいない状況です。

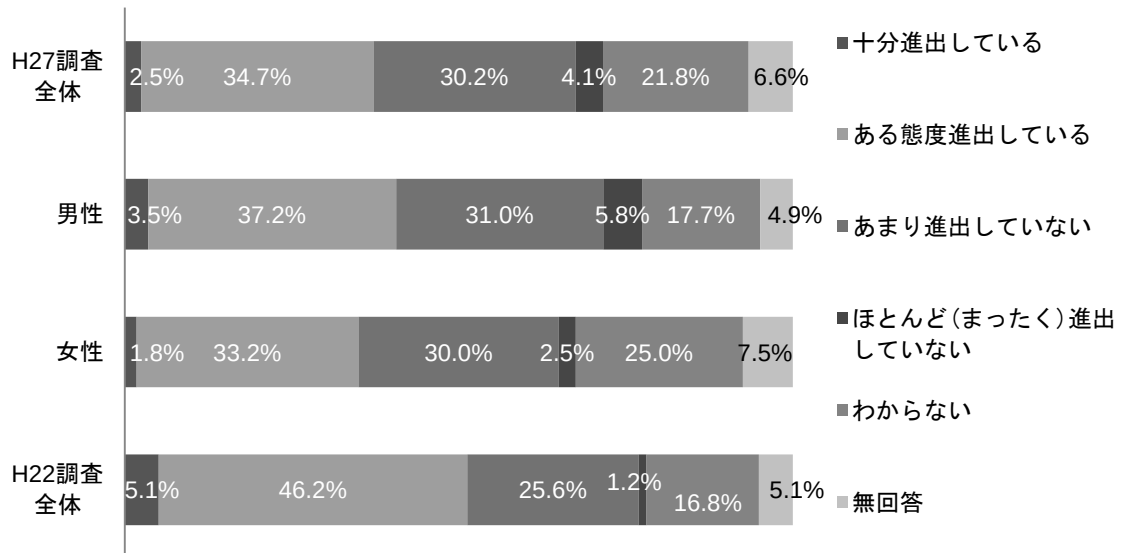
市民意識調査の結果を見ても、政策・方針決定過程に女性が「十分に進出している」または「ある程度進出している」と考える人の割合は３７．２％にとどまっています。政策・方針決定過程において男女双方の意思が反映されることは、多様な意見が公平・公正に反映され、均等に利益を享受できる社会の実現のために重要です。これまで男性中心になりがちだった様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要な課題です。

審議会等における女性の登用率



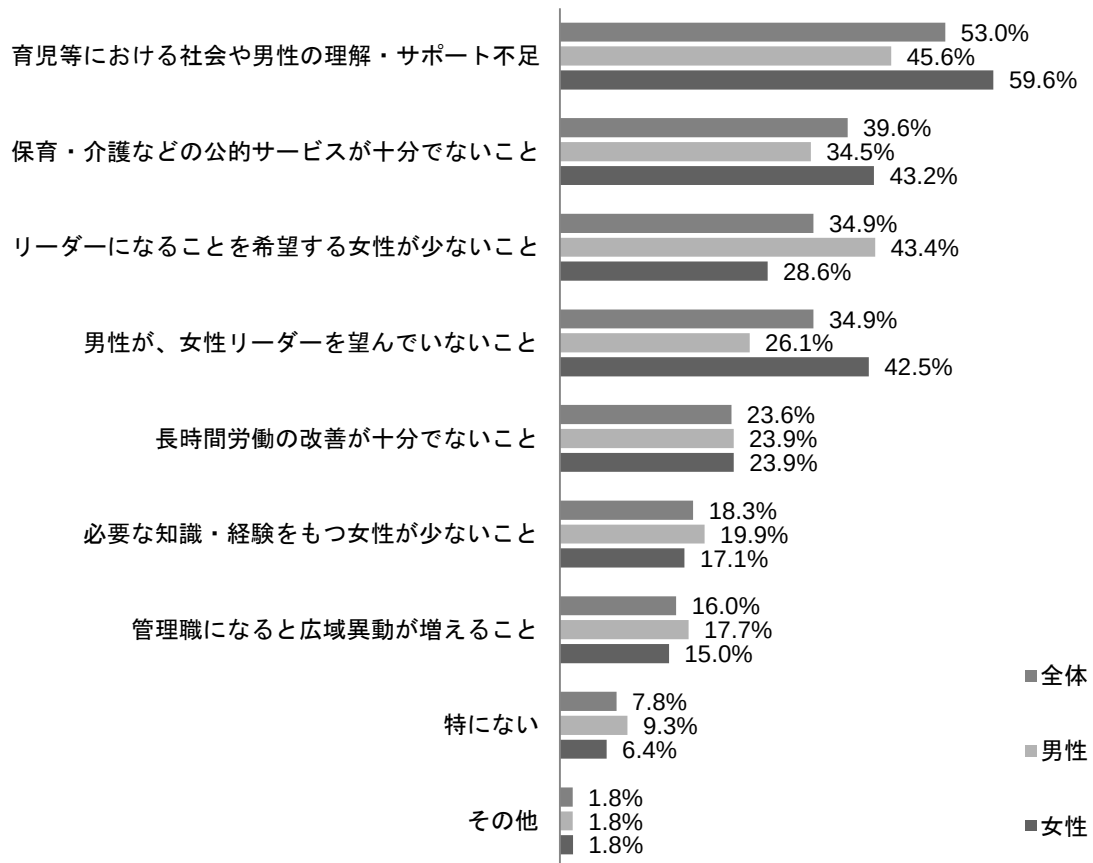
資料：市民協働課（各年国は 9/30、県は 3/1、市は 4/1 現在）

政策・方針決定過程への女性の参画について



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

女性リーダーを増やすときに障害になるもの



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

施策

審議会等における女性委員の登用や、管理職等への女性の登用など行政分野における女性の参画をさらに進めるとともに、あらゆる分野で活躍できる女性の人材育成に努めます。企業に対して管理職等への女性の登用について啓発を行います。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、事業主行動計画の策定等、女性の採用・登用・能力開発等に取り組むとともに、事業者、団体等あらゆる分野において女性の参画拡大を実現させるため、各組織における取り組みを支援します。

施策１ 審議会等委員への女性の登用

事業	事業内容
審議会等への女性の登用促進	積極的改善措置等により女性委員の登用を促進し、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。
女性リーダーの育成	女性の参画を促進するため女性リーダーの育成講座を開催します。

施策２ 市役所における男女共同参画の促進

事業	事業内容
職員への啓発活動	男女共同参画啓発紙「いきいき」を作成し、職員の理解を促します。
職員の採用と管理監督職登用	「女性活躍推進法」に基づいた特定事業主行動計画により進行管理をしながら、男女共に市職員として優れた資質や能力を備えた職員の採用と組織マネジメントを担える管理監督職への登用に努めます。
女性職員のキャリア形成支援	女性職員がキャリア形成を図れるよう、人事異動における配置先に配慮し、能力開発のための政策立案やキャリアサポート研修を拡充します。また、マネジメント的視点での指導を強化し、職域の拡大と人材育成に努めます。

施策３ 企業等の方針決定の場への女性の参画拡大

事業	事業内容
企業・団体等に対する女性登用の啓発	女性の積極的登用や男女共に仕事と生活の両立を実現できるよう、企業・団体等への啓発に努めます。

施策の方向2 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍推進

【館林市女性活躍推進基本計画】

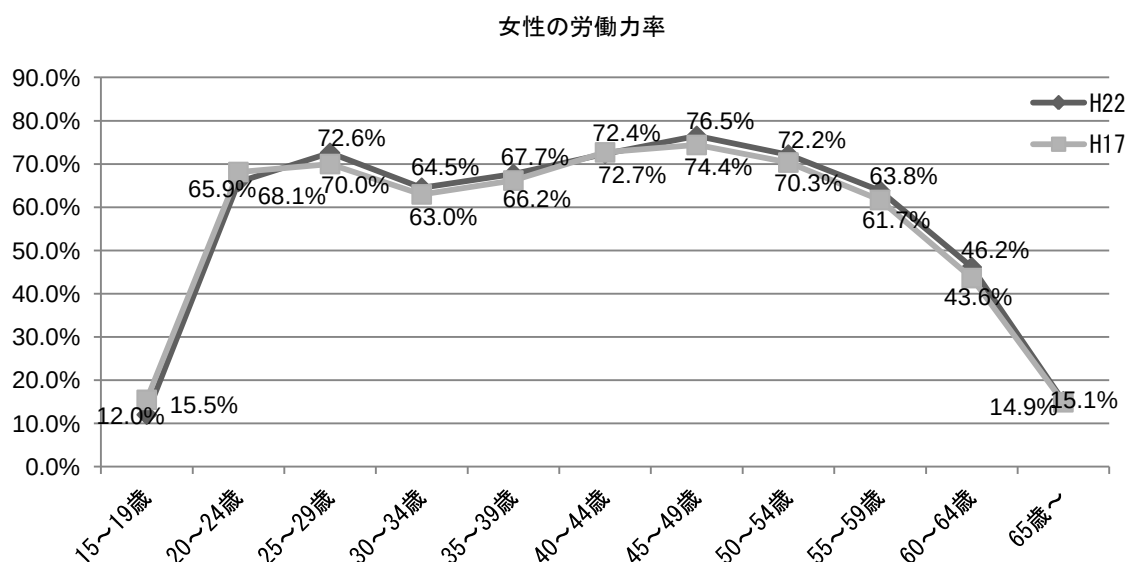
現状と課題

女性の活躍推進は、人材の確保のみならず、企業活動や地域活動等に多様なアイデアをもたらし、本市経済の活力の維持・向上に不可欠です。また、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現につながります。

わが国においては、固定的な性別役割分担意識や、長時間労働等を前提とした男性中心の働き方を前提とする労働慣行が社会全体の根底にあり、女性が能力に応じた活躍ができない原因となっているとともに、男性にとっても家事・育児・介護等への参加を困難にしています。結果として、女性の負担が大きくなってしまい、家庭以外での女性の活躍を阻害する要因となっています。

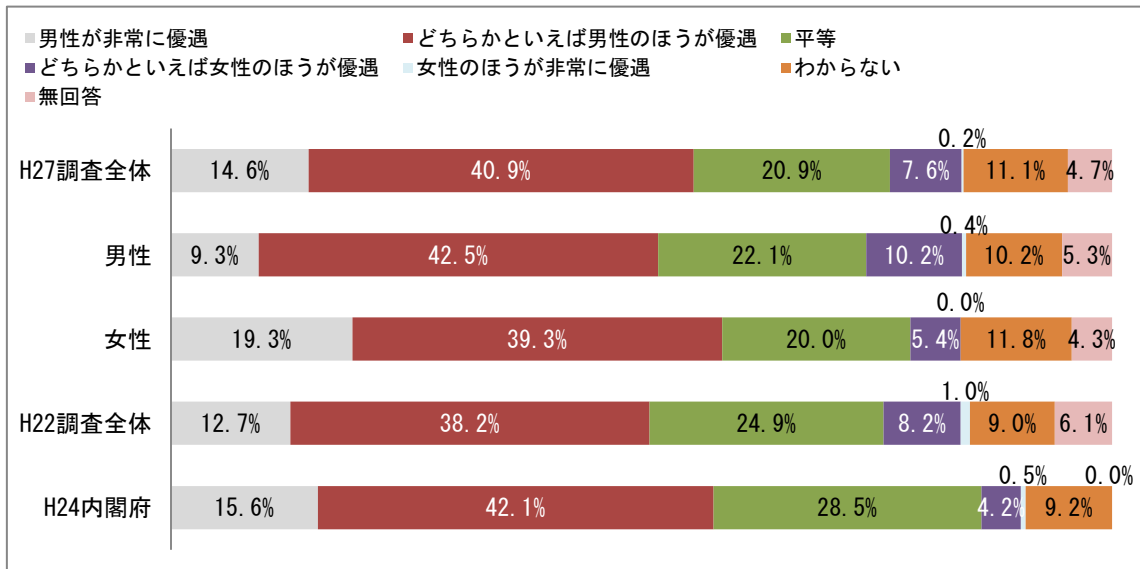
本市の女性の労働力率は、30歳代を底とするM字カーブを描いています。これは、結婚・出産を機に女性が一線を退き、子育てが一段落したあと再就職する傾向にあるものの、時間的制約などから非正規で再就職する女性が多いため、男女の賃金格差や管理職に就く女性が少ないという問題を生んでいます。子育てや介護中も継続して就労できるよう、仕事と家庭の両立支援や企業への啓発に取り組む必要があります。

長時間労働の削減や職場における男女間の格差の是正など、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、男女の働き方・暮らし方・意識の変革を推進します。男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護へ参画し、職業生活やその他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

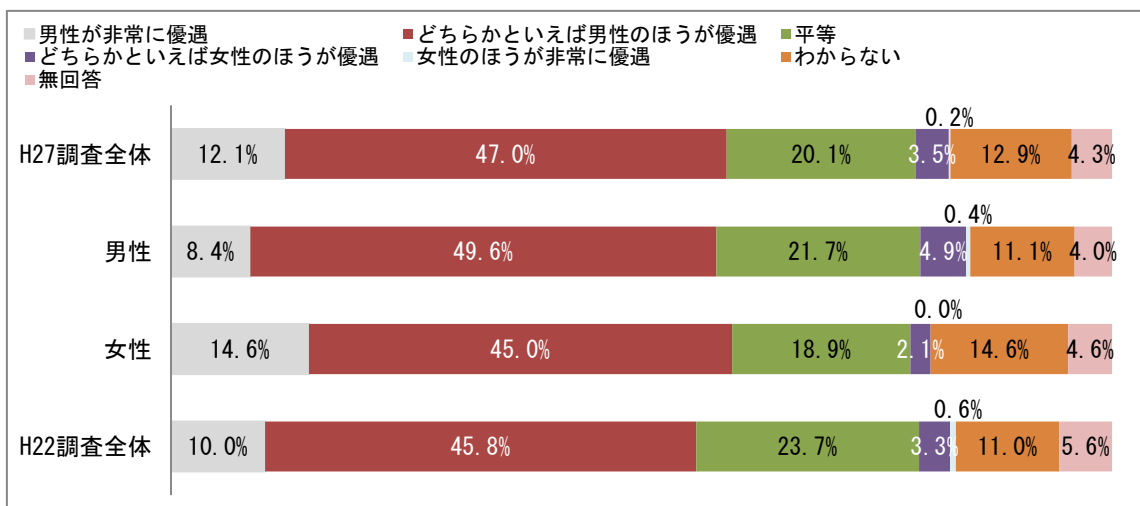


資料：国勢調査

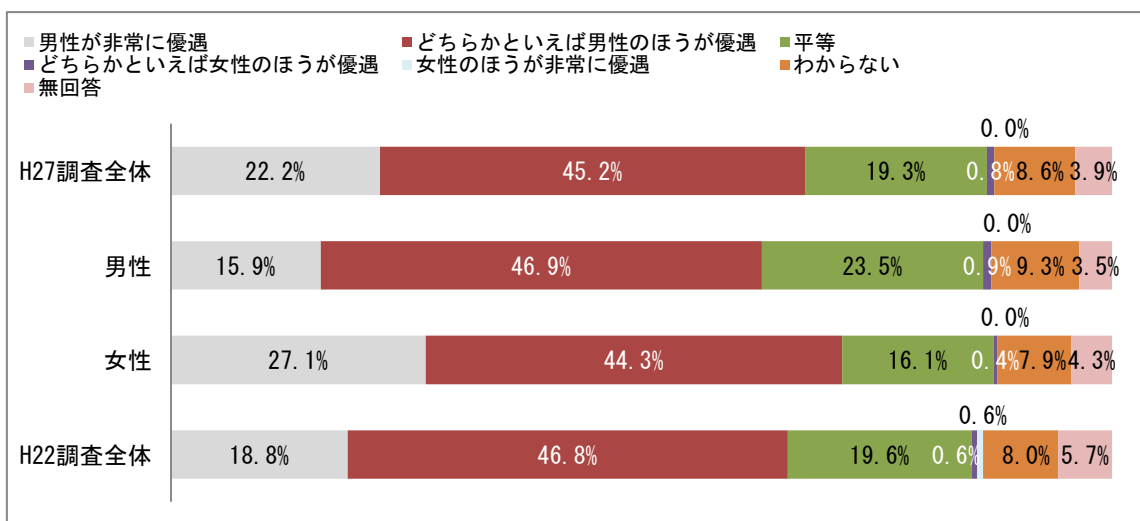
職場における平等感



就職における平等感



賃金・報酬における平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査（H27 年度）」

施策

館林市で平成２７年度に行った意識調査では、「職場、就職、賃金・報酬における平等感」において「男性が非常に、またはどちらかといえば優遇されている」と感じている人が平成２２年度の同調査よりも増えています。

依然として「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、女性は男性に比べ非正規雇用や就業中断になりやすい状況です。しかし、これからの社会では、男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な働き方のできる社会づくりが重要であり、そのために、育児休業や介護休業が取りやすい職場づくりに努めるとともに、女性が多く占める非正規雇用やパートタイム雇用の待遇改善等に取り組む必要があります。

施策４ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業	事業内容
雇用に関する関係法令の周知	労働基準監督署やハローワークと連携し、事業所に対し労働関係法令の趣旨・内容の周知に努め、男女格差の是正に関する啓発を行います。
労働相談の充実	労働者の権利や法律等の規定、苦情の申立て等について労働関係機関と連携して相談体制を充実します。
働く女性の妊娠・出産等にかかわる保護等健康管理の啓発	母性保護の周知や健康管理に関する啓発を推進します。
女性キャリアアップ奨励金の支給	有期雇用の女性労働者を正規職員として雇用転換し、昇給をさせかつ６か月以上継続して雇用した市内の事業所に対して奨励金を支給します。

施策５ 働きたい女性への就業支援

事業	事業内容
起業を支援する情報提供	起業に関する法律・制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。
女性のための再就職支援	ハローワークや商工会議所と連携して、求人・求職・職業訓練などの各種就労情報を提供します。
パートタイム労働者等の雇用環境整備	パートタイム労働者等の適切な労働条件等の確保のため、事業所に対し関係法令の遵守徹底の啓発をします。

施策6 自営業等における女性活躍の支援

事業	事業内容
農業従事者の家族経営協定の促進	家族経営協定についての周知を図り、締結農家の育成・増加に努めます。
商工自営業者に対する男女共同参画社会の啓発	男女共同参画社会の啓発を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の改革や長時間労働の改善などの労働環境の改善を促します。

施策7 男女で担う家庭生活の向上支援

事業	事業内容
情報紙による啓発	男女共同参画情報紙を発行してホームページにも掲載するなど、男女共同参画への意識啓発を図ります。
家事・育児能力を高めるための講座の開催	ママパパ学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する不安の解消に努めます。
家庭健全化の推進	「少年の日」「家庭の日」の啓発により、家庭における家族の役割について理解を促します。
家庭教育の充実	子育て相談の充実と家庭教育学級、子育て教室等の開催を通じて、家庭の教育力を高めます。
子育てに関する学習機会の提供とボランティア活動の推進	乳幼児とその保護者を対象に学習や相談の機会を提供するとともに、子育て支援ボランティア活動を推進し、仲間づくりを支援します。

施策8 働く場における両立支援の推進

事業	事業内容
ワーク・ライフ・バランスが実現できる労働環境の整備促進	「ノー残業デー」の設定や朝型勤務の「ゆう活」の活用、有給休暇の取得促進など職場における労働時間短縮を図るとともに、事業者に対し労働時間短縮を働きかけます。
育児・介護休業の取得促進	男女共に働く人が育児・介護休業を取得しやすい職場の環境づくりと各種支援制度の周知・啓発に努めます。

施策の方向3 社会・地域活動における男女共同参画の推進

【館林市女性活躍推進基本計画】

現状と課題

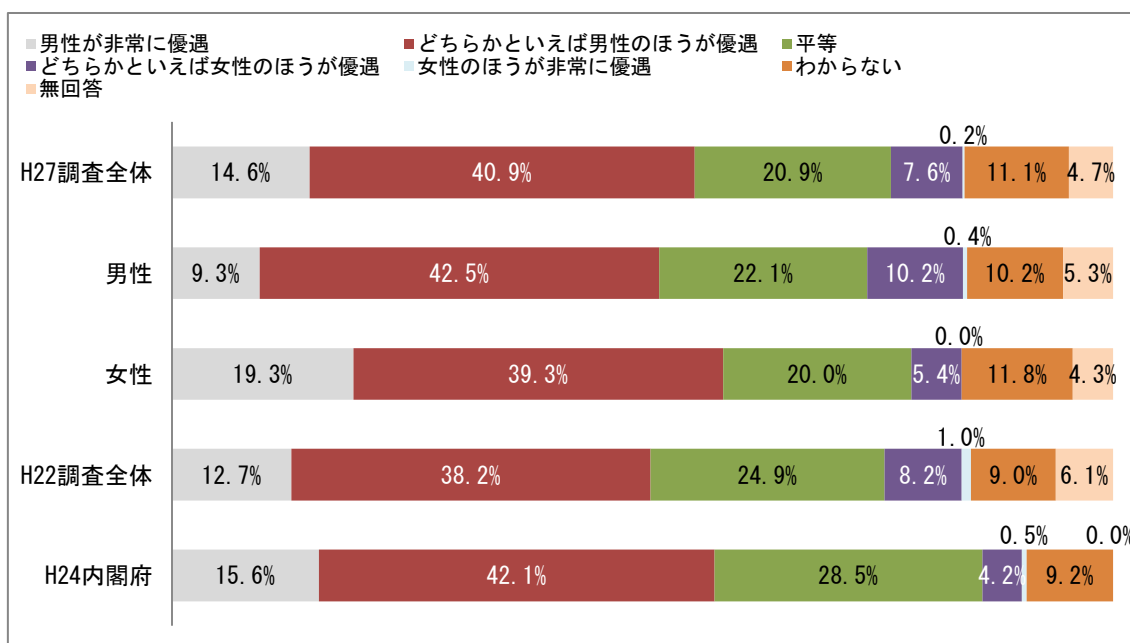
少子高齢化や地域住民同士のつながりの希薄化などの変化の中で、地域コミュニティを持続していくためには、あらゆる年代の男女が個性と能力を発揮し、活動していく必要があります。

これまでは福祉や子育て、環境美化活動等の様々な地域活動の多くは、女性が重要な担い手となってきました。一方で、組織のリーダー的な役割を務めるのは男性が多くを占めているため、「地域活動や社会通念・習慣・しきたりなどにおける平等感」においては「男性が非常に、またはどちらかといえば優遇されている」と感じている人が過半数を超えています。これからは地域社会においても男女共同参画を推進し、女性が責任ある立場につくことができるよう、意識を変えていく必要があります。

また、男性は仕事中心の生活になりがちで、地域活動への参加が少ないという現状を改めていく必要があります。これまで地域社会との関わりが希薄だった人たちへの情報提供や支援を行いながら、地域に参加しやすい環境を整えていくことも重要です。

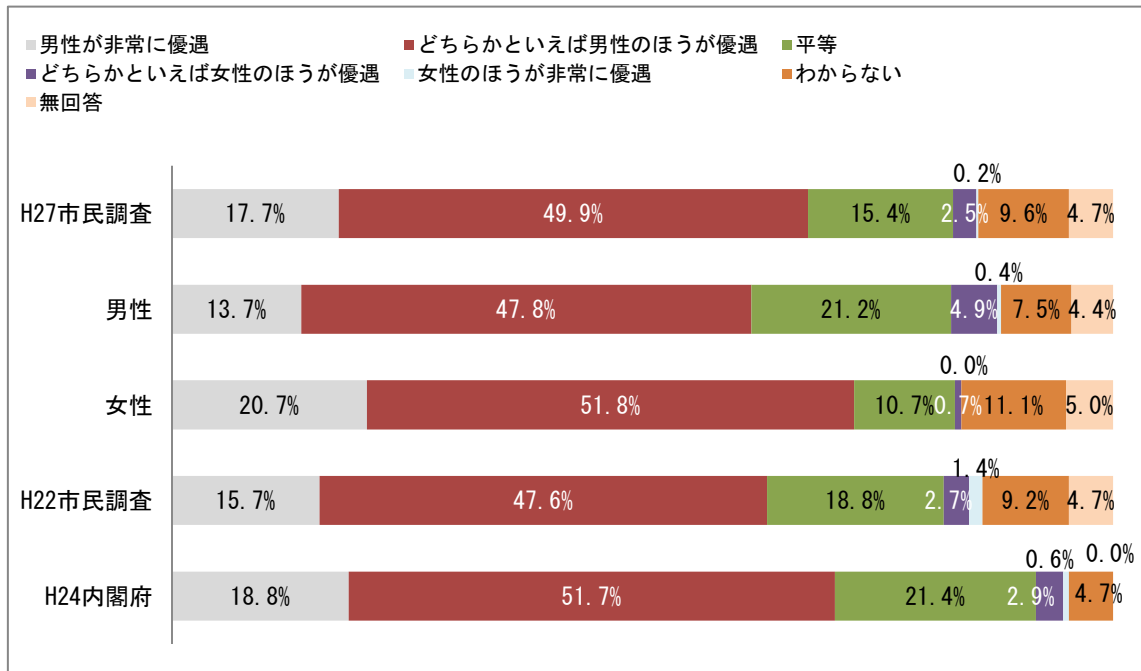
近年、NPOやボランティア活動等への関心も高まってきています。地域課題の解決に向け、リーダーとしての女性の参画を推進するとともに、こうした市民活動を推進し、市民と行政が連携しながらまちづくりを進めていくことが求められています。

地域活動における平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

社会通念・習慣・しきたりなどにおける平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

施策

社会や地域の活動において性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、男女ともに多様な年齢層の参加を促進します。

また、様々な分野において、男女がそれぞれの個性と能力を発揮しながら活躍できるよう、NPOやボランティア団体の活動を推進していくとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。

行政区等をはじめとする地域活動の場で、リーダーとしての女性の登用が促進されるよう支援を行います。

施策 9 市民活動団体との協働の推進

事業	事業内容
市民活動の推進	ボランティアやNPOなど市民活動の情報提供を積極的に行い、誰もが参加しやすい仕組みづくりを進めます。

施策 10 地域活動における男女共同参画の促進

事業	事業内容
地域への啓発	情報紙や出前講座等による男女共同参画への理解の促進を図ります。
行政区役員への女性の登用	区長協議会と連携し、行政区役員の女性の登用を推進します。

施策の方向4 生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

生涯にわたって健康で豊かな生活を送るためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切です。

また、生活習慣病を中心とする疾病の発症予防や重症化予防の推進をすることも重要となります。そのためには、男女それぞれが積極的に健康づくりに取り組めるよう支援し、納得のいく治療を受けられるように情報提供していくことが必要となります。

特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、男女で異なる健康上の問題があることに留意しながら、生涯を通じて健康を支援するための取り組みが求められます。

施策

男女共同参画社会の形成において心身ともに健康な生活を営むことは、その個性と能力を発揮するための前提と言えます。このことから、男女がそれぞれの特性に応じて適切な健康の管理ができるよう取り組みを推進します。

また妊娠・出産期や更年期などの女性に対する健康診査や相談などの支援体制を充実させるとともに、身体的性差等に関して男性の理解を得られるように事業を推進します。

施策11 身体的特徴をふまえた医療の充実

事業	事業内容
専門外来の情報提供	近隣の医療機関における専門外来の情報提供を行います。

施策12 母性の保護と母子保健の推進

事業	事業内容
ライフステージに応じた健康診査や健康相談の充実	妊娠・出産期、更年期などそれぞれの健康課題に対応する健康診査や健康相談を充実します。
妊娠・出産期に関する男性の理解の促進	男性が女性の妊娠・出産期について理解し、育児参加につながる事業を実施します。
妊娠・授乳中の禁煙や受動喫煙防止の啓発	妊娠・授乳中の喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について正しい知識・情報を提供し、啓発を図ります。

施策の方向5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【館林市DV防止基本計画】

現状と課題

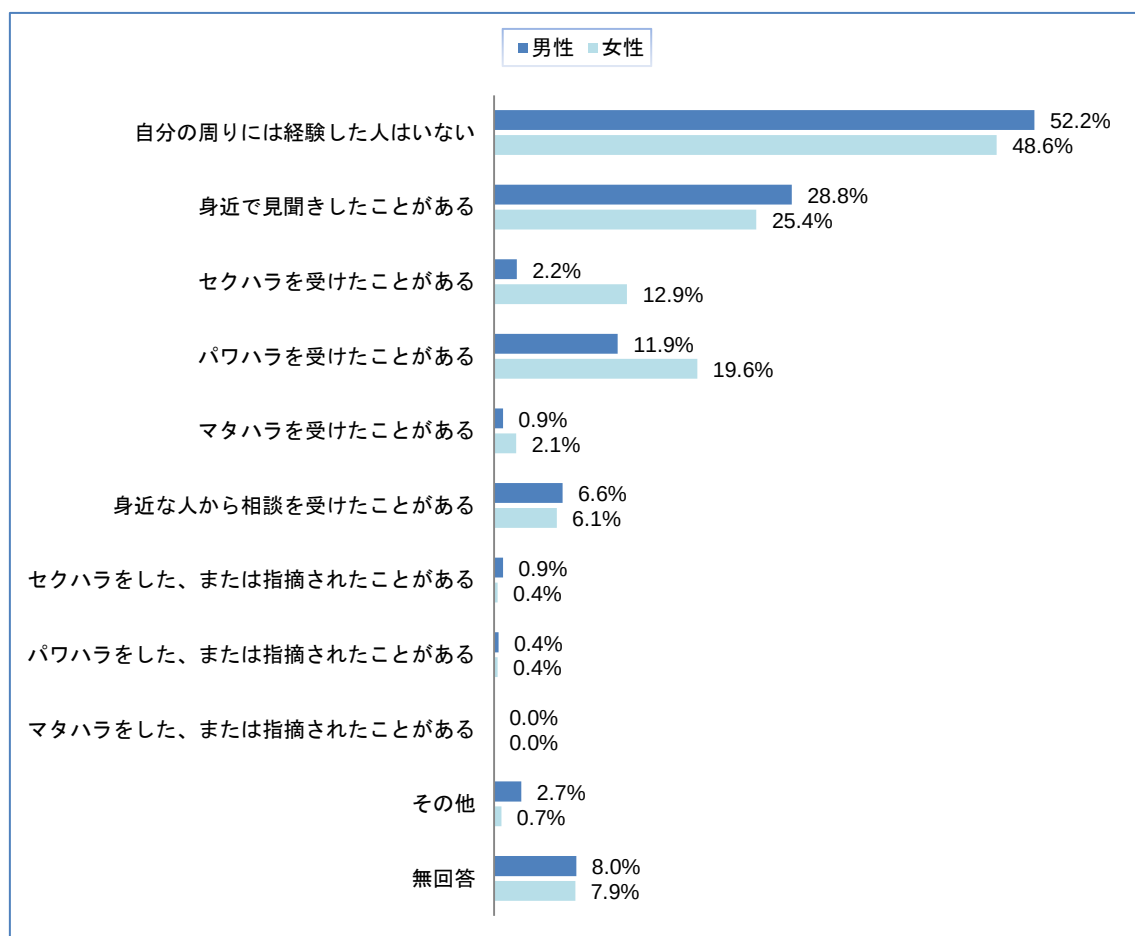
全ての人には、安全で安心して暮らす権利がありますが、その人権を侵害するものとして様々な暴力があります。

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪、売買春等の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の固定的な役割分担意識や経済力の格差、不平等な力関係が存在していると考えられます。これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上で緊急の課題です。

市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあると答えた女性は12.9%、ドメスティック・バイオレンスを受けたことがあると答えた女性は10.0%となっています。

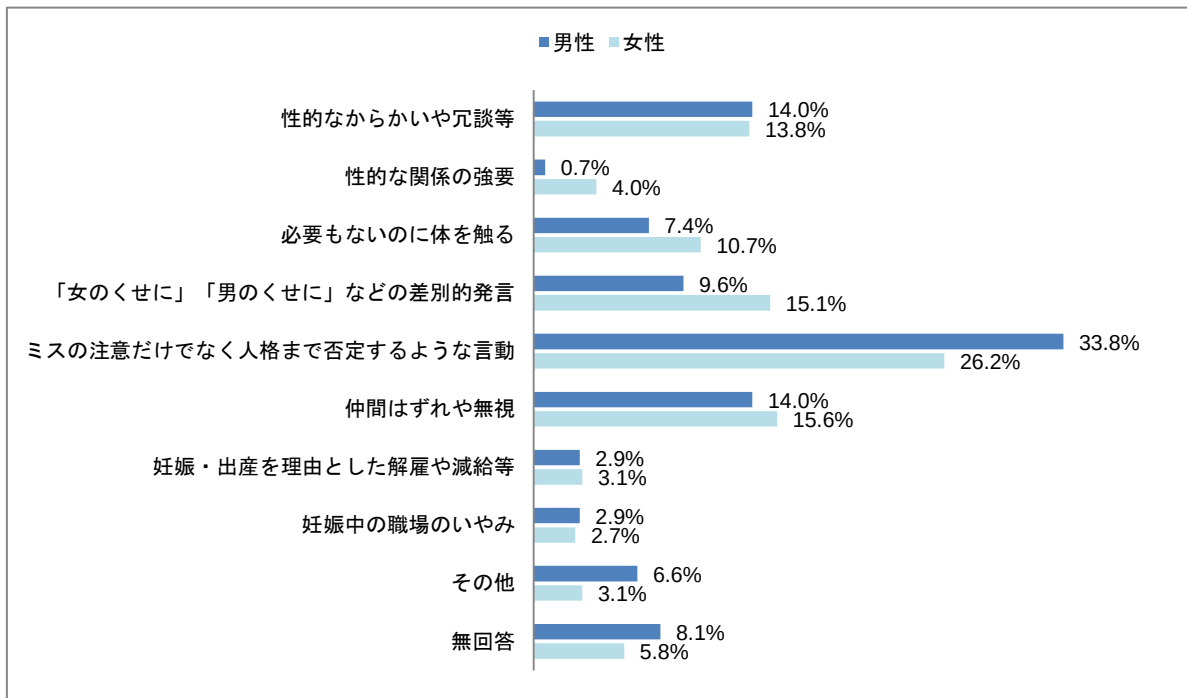
女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、暴力を許さない社会意識の醸成を図ります。さらに、被害の潜在化を防止すると同時に被害者に対して効果的な支援を行えるよう相談窓口の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

セクハラやパワハラ・マタハラを経験したり見聞きしたことがある

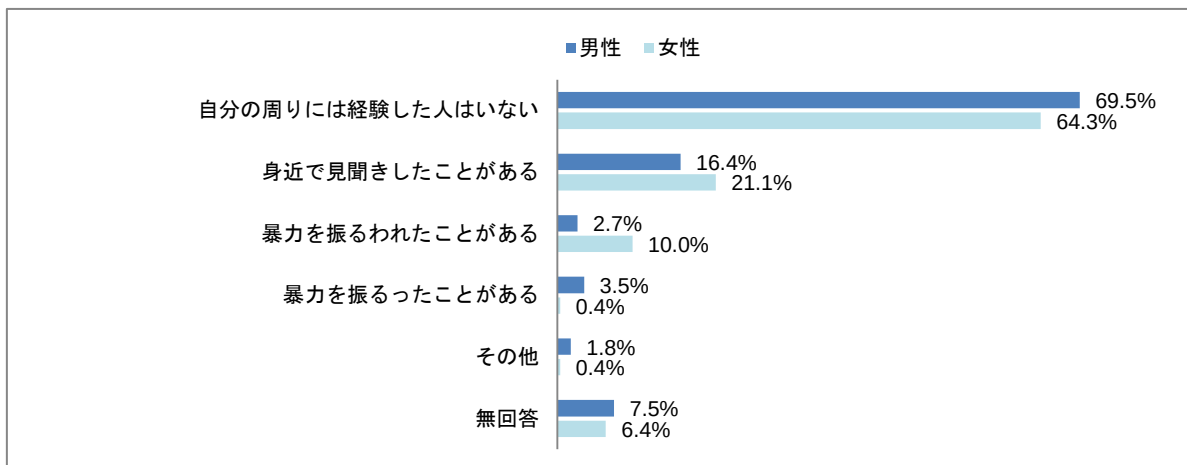


資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

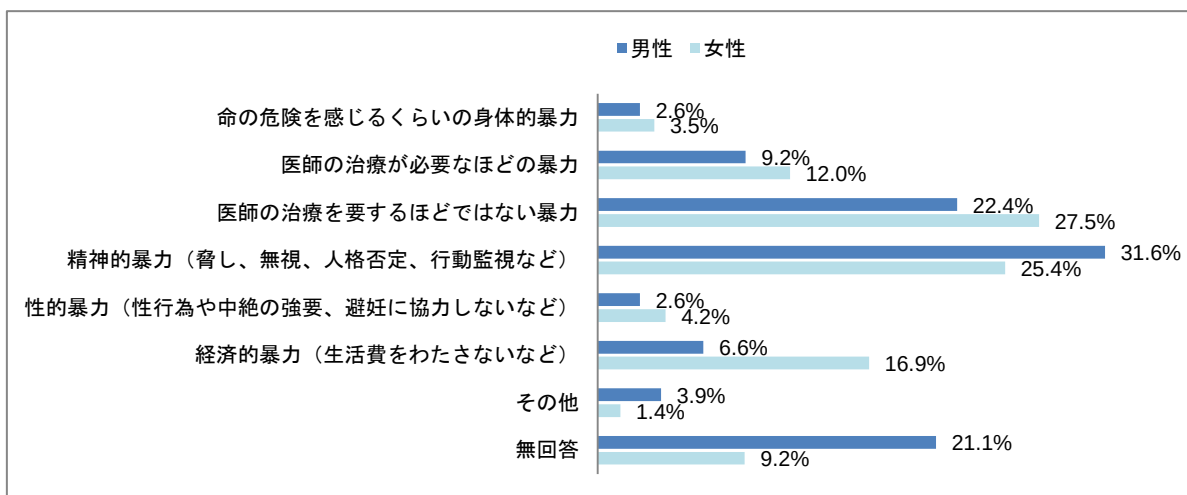
セクハラやパワハラ・マタハラの内容



ドメスティック・バイオレンスを経験したり見聞きしたりしたことがあるか



ドメスティック・バイオレンスの内容



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査 (H27 年度)」

施策

暴力を許さない社会の実現に向けて、正しい知識と理解を深めるための啓発を行うとともに、被害者の保護や支援について情報提供を行います。

相談体制の充実を図り、幅広い分野にわたって関係機関と連携しながら、被害者への支援を行います。

施策１３ 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業	事業内容
「女性に対する暴力をなくす運動」週間における啓発活動	男女共同参画情報紙や啓発資料の配布により、暴力の根絶に向けた啓発を行います。
事業所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止	事業所に啓発資料を配布するなど、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止のための啓発を行います。
市役所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対する職員の相談体制の整備と研修機会を充実します。

施策１４ 被害者への支援

事業	事業内容
相談体制の充実	相談窓口の周知・充実を図り、あらゆる暴力に対応する支援措置に努めます。
関係機関との連携	様々な相談者の状況に応じて、庁内関係各課、相談機関、警察署、近隣自治体等との連携を図ります。

施策の方向6 様々な人が安心して暮らせる環境整備

現状と課題

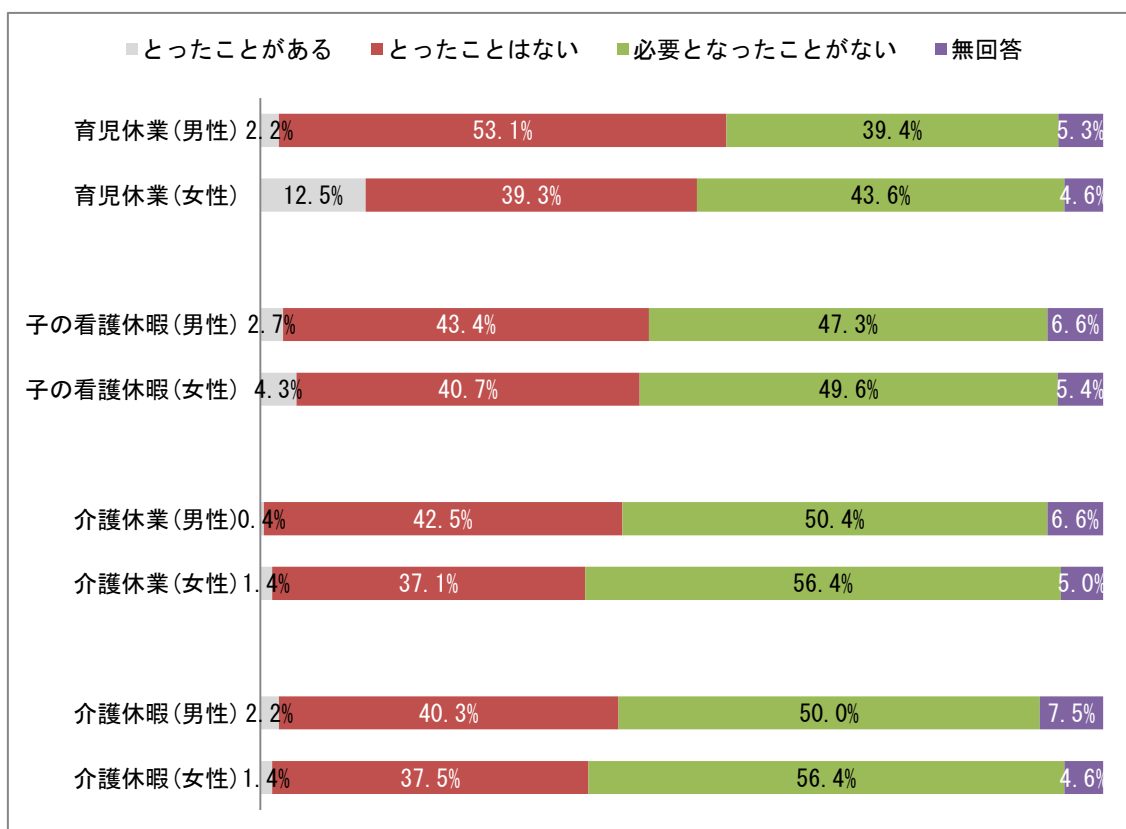
ライフスタイルや家族形態の多様化が進む中、核家族やひとり親世帯等が増え、子育てや介護等の個人にかかる負担が増加しています。男性も女性も共に協力し、社会全体で支える体制の整備が必要です。

「育児・介護への社会や企業の支援は十分ですか」という意識調査に対して、男女ともに「あまりそうは思わない・そうは思わない」の方が「そう思う・ある程度そう思う」よりも割合が高く、これからも支援が求められています。

様々な家族形態や就労形態に対応するため、ニーズに合わせた多様な保育サービスや相談事業の必要性が増してきています。ひとり親家庭の場合でも安心して子育てをしながら自立した生活ができるようなサポートも必要とされています。

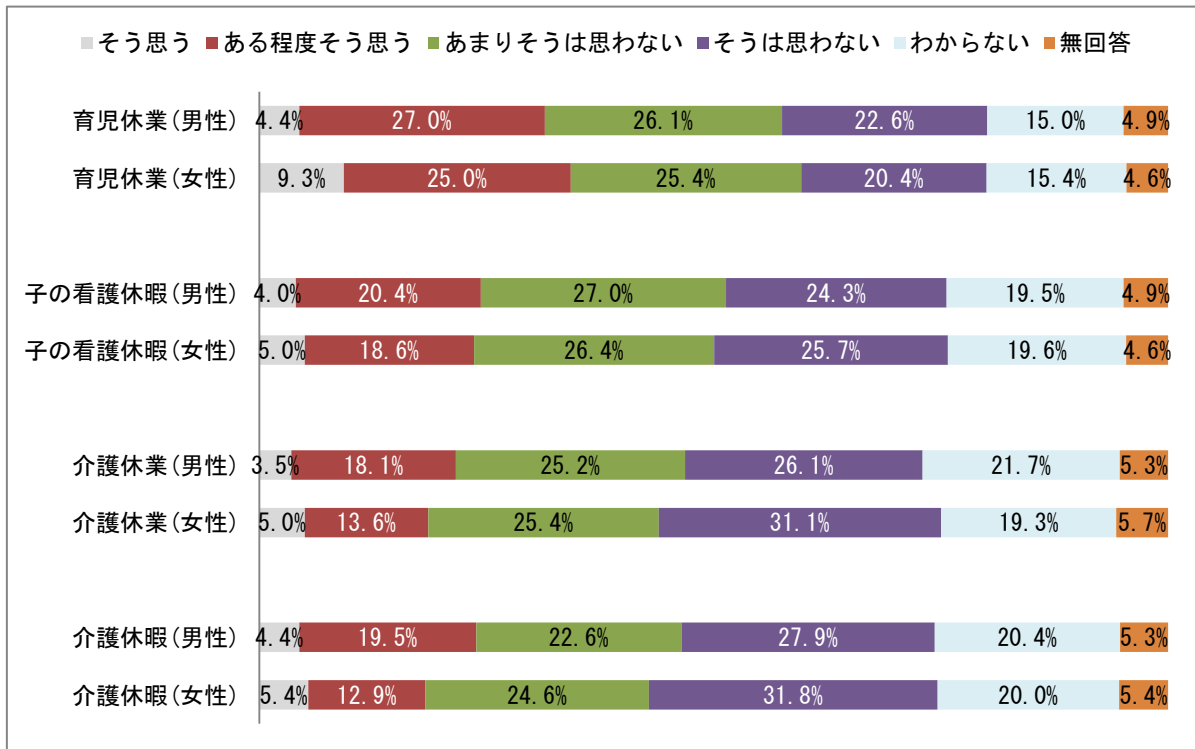
高齢者や障がい者等が、家庭や地域で安心して日常生活や社会生活を送れるよう、様々なサービスの拡充への期待が高まっています。

育児休業・介護休業その他の制度の取得について

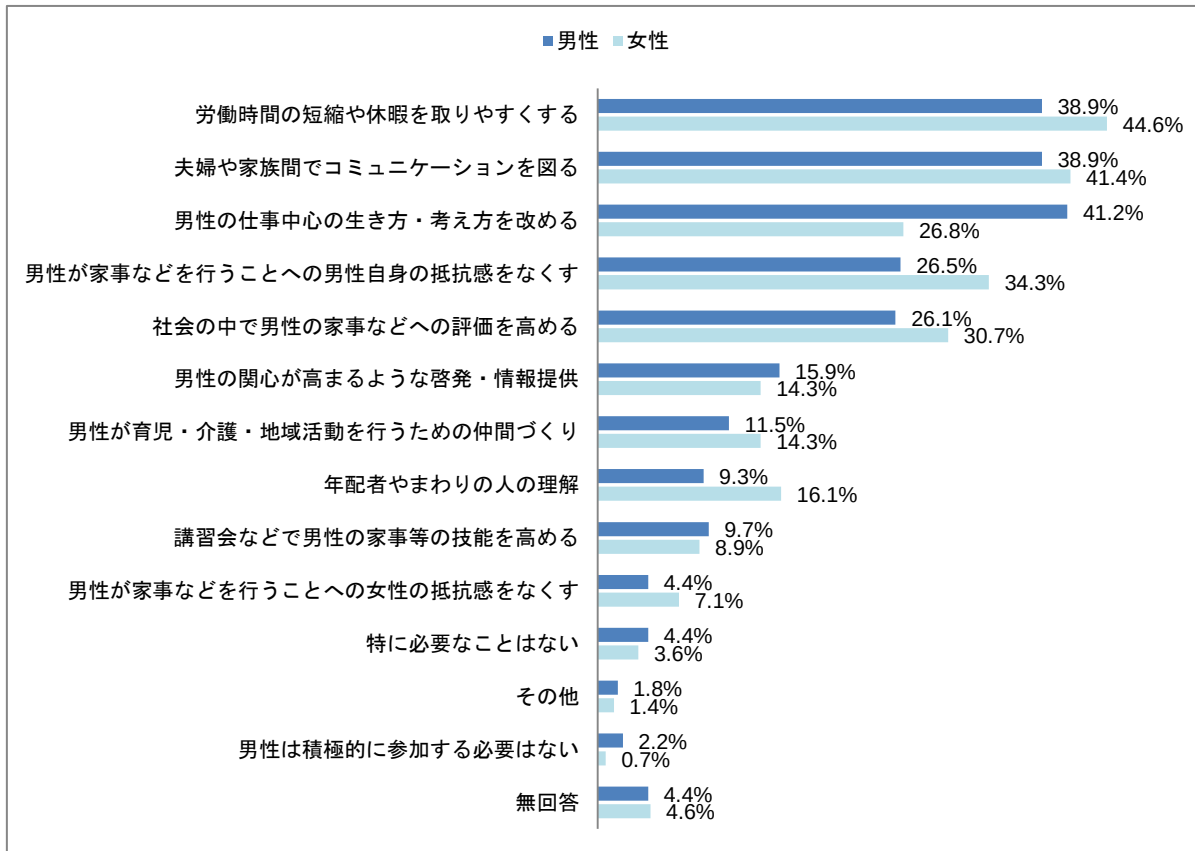


資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

育児・介護への社会や企業の支援は十分ですか



男女が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこと



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

施策

子育て支援に関して、各種教育・保育サービスを提供するほか、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの利用促進など、多様な家族形態に応じた子育て支援を進めていきます。

高齢化の進展により、今後いっそう高齢者への支援の必要性が求められるため、高齢者福祉と介護保険制度によるサービスの拡充を図り、生涯をとおして安心して暮らせるよう支援します。また、障がい者福祉を推進するため、障がい者総合支援センターでの事業の普及・啓発に努めるとともに、必要な障がい福祉サービスの給付や地域の実情に合わせた事業を行い、個人としての尊厳が守れるように支援を行っていきます。

施策１５ 子どもたちの育成と子育て家庭の支援の推進

事業	事業内容
地域子育て支援拠点事業の充実	在宅の親子を対象に子どもや親同士のふれあいや育児相談を行い、地域全体で子育て支援を行います。
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブ入所希望者の全員入所に努め、施設整備や運営の充実に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業の推進	臨時的・一時的な保育ニーズに対応するため会員制で行う育児の相互援助事業を実施します。
多様な就労形態等に対応した教育・保育サービスの充実	通常保育、延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育、一時預かり保育など多様な教育・保育サービスを実施します。
虐待に対する相談事業の充実	家庭児童相談員や関係職員（保育士、保健師等）により、児童の家庭環境の改善や児童虐待に関する助言を行います。
母子父子への自立・就業支援のための相談事業の推進	母子父子自立支援員による就業相談等により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。
その他・地域子ども・子育て支援事業の推進	館林市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の子育てを支援します。

施策１６ 介護等が必要な人への支援の推進

事業	事業内容
高齢者福祉サービス、介護サービスの充実	館林市高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、サービスの充実に努めます。
障がい者サービスの充実	館林市障がい者計画に基づき、サービスの充実に努めます。
女性の介護負担の軽減化	介護に関する女性の身体的・精神的負担を軽減化し、家族や地域ぐるみで支援する体制づくりを推進します。

施策の方向 7 男女の人権の尊重

現状と課題

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、社会のあらゆる分野において個人が尊重され、男女がともに個性や能力を発揮できるような社会をつくっていくためには、個人の意識や社会通念の中に残っている差別や固定的な性別役割分担意識を解消していく必要があります。

館林市においては、思いやりと優しさに満ちた地域社会の実現を目指して、平成 8 年 10 月 1 日に人権尊重都市宣言を行いました。また、平成 26 年 3 月に「館林市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、市民一人ひとりが人権尊重の精神を育むよう、事業を推進しています。

差別や偏見に気づく感覚や人権意識を身につけるために講演会や研修会等において啓発を進めるほか、男女共同参画の視点をふまえた周知広報活動や、市で作成する刊行物での表現への配慮を行います。

施策

男女共同参画社会についての正しい理解を深めるため、様々な機会において啓発活動を行い、男女共同参画の理念の普及と固定的な性別役割分担の意識改革を図ります。

市の広報や出版物等において人権や男女平等に配慮した表現を促進します。

施策 17 男女の人権を尊重する意識の確立

事業	事業内容
人権尊重都市宣言推進事業による啓発	人権尊重都市宣言記念講演会等を開催し、市民が基本的人権の大切さを認識するよう努めます。
男女共同参画週間における啓発	男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）にあわせ、講演会等の啓発事業を実施します。

施策 18 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

事業	事業内容
市の作成する出版物等の表現への配慮	男女の固定的な役割分担を助長することがないよう表現の点検や見直しを行います。
固定的な役割分担意識に対する啓発	性別による固定的な役割分担意識を見直すための広報・啓発を行います。

施策の方向8 教育・学習の充実

現状と課題

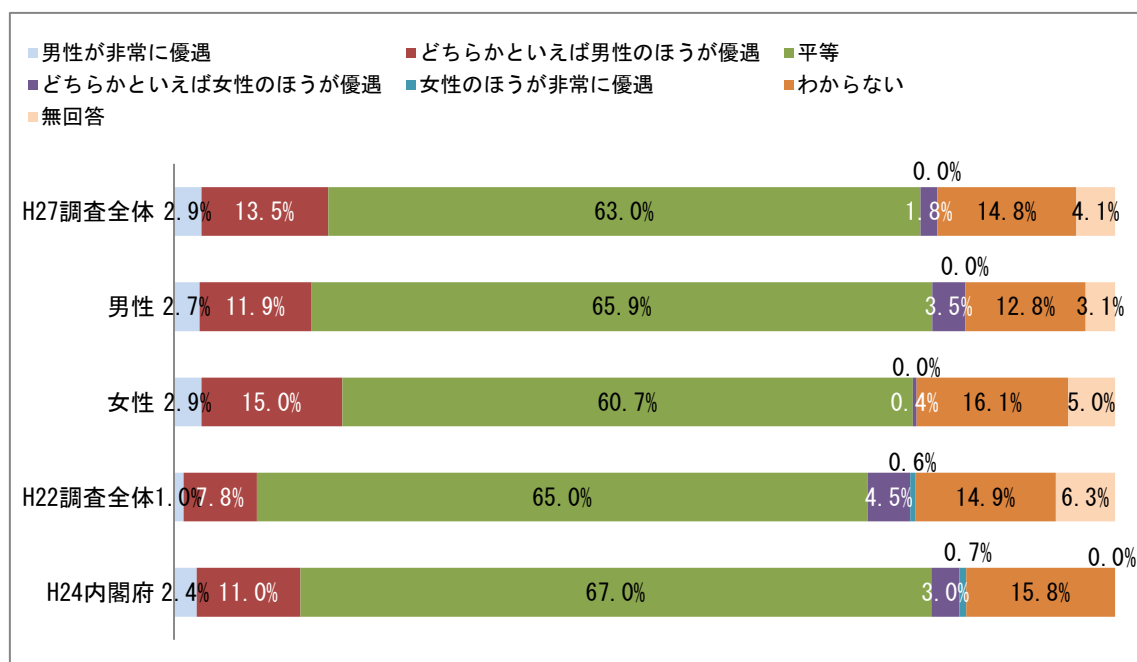
男女共同参画社会を実現するためには、教育や学習の充実を図っていくことが重要です。

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消しつつ、社会の一員として人権を尊重する意識を身につけるには、幅広い世代への教育が必要です。次世代を担う子どもたちが男女共同参画意識を理解する上で、学校が果たす役割は大変大きく、教育現場の指導者に対し研修の充実を図る必要があります。

また、生涯にわたって男女がともに個性と能力を発揮しつつ、多様な生き方を選択できるよう、学校教育だけでなく社会教育など様々な面で学習機会の充実を図ります。

特に男性の意識改革は、女性にとって重要なだけでなく男性自身にとっても重要であり、男女がより暮らしやすくなるものでもあることも含め、固定的な性別による役割分担の見直しなど、講座やセミナー等で学習する機会を増やすことが必要です。

学校における平等感



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査(H27年度)」

施策

男女が共に固定的な性別役割分担にとらわれずに、それぞれの個性や能力・適性が十分に発揮でき、人権や男女平等について理解を深められるように学校教育や社会教育を推進します。

地域や家庭など社会の様々な分野で男女が性別に関わりなく多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を促すための学習機会を提供します。

施策１９ 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業	事業内容
人権教育の充実	教職員の男女平等意識を高めるとともに、人権教育に関する指導方法等の研修を充実します。
男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	性別に関わらず個々の能力・適性を生かしたキャリア教育や進路指導を実施します。
生命尊重教育の充実	全教育活動を通じて生命尊重教育を推進します。

施策２０ 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

事業	事業内容
人権教育の充実	学級講座等の中で、人権教育に関する取り組みを行います。
男女共同参画の学習機会の提供	学級講座や出前講座等により男女共同参画を学習する機会を増やすとともに、男性の参加を促進します。
女性セミナーの充実	女性相互の仲間づくりや女性の社会参加を促進します。

施策の方向９ 防災分野における男女共同参画の推進

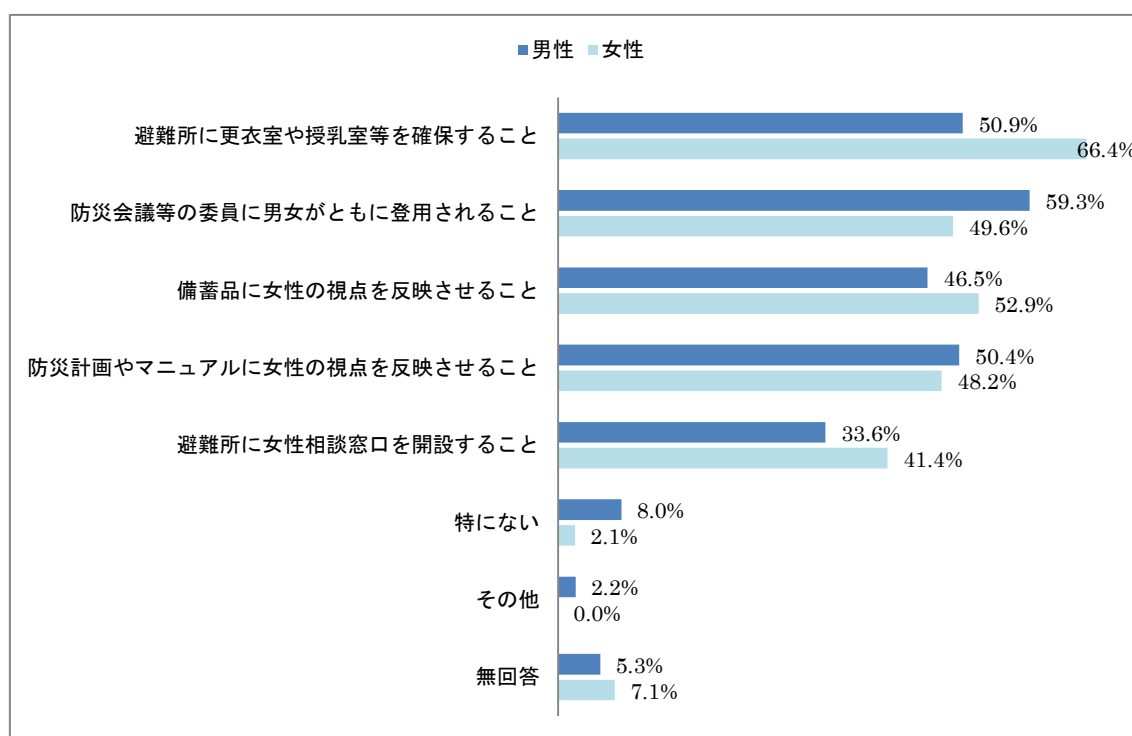
現状と課題

災害時には、現場において多くの女性が活躍しますが、その一方で防災や復興における意思決定の場における女性の参画割合は低くなっています。

また、避難生活時において男女のニーズの違いに配慮が不足しがちなことや、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後に増大する家事等家庭的な部分の負担が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。災害時には、日常における社会の問題がよりいっそう明確になって現れることが多いため、平常時から男女共同参画社会を実現していくことが求められます。

さらに、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに配慮しつつ、災害予防や復旧・復興等の対応の際に、男女共同参画の視点から事前の備えや避難所の運営、被災者支援を行うことが必要です。

防災の分野で男女共同参画の視点から必要なこと



資料：館林市「男女共同参画社会に関する意識調査 (H27 年度)」

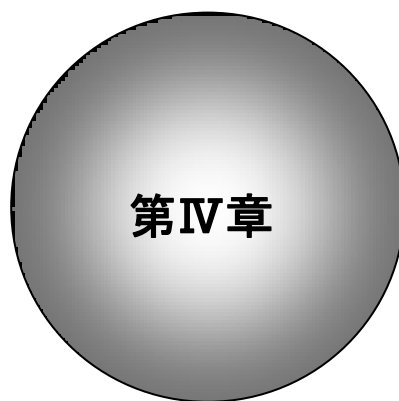
施策

男女共同参画の視点から防災に関する政策や方針を決定する際に女性の声を反映できるように、防災の現場における女性の参画拡大を推進します。

家庭や地域における防災意識の向上や防災対策の必要性について啓発を促進します。

施策２１ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

事業	事業内容
安全安心なまちづくりの推進	安全で安心して暮らせるまち、災害に強いまちづくりを、男女共同参画の視点に立って推進します。



計画の推進

1 推進体制

(1) 男女共同参画審議会

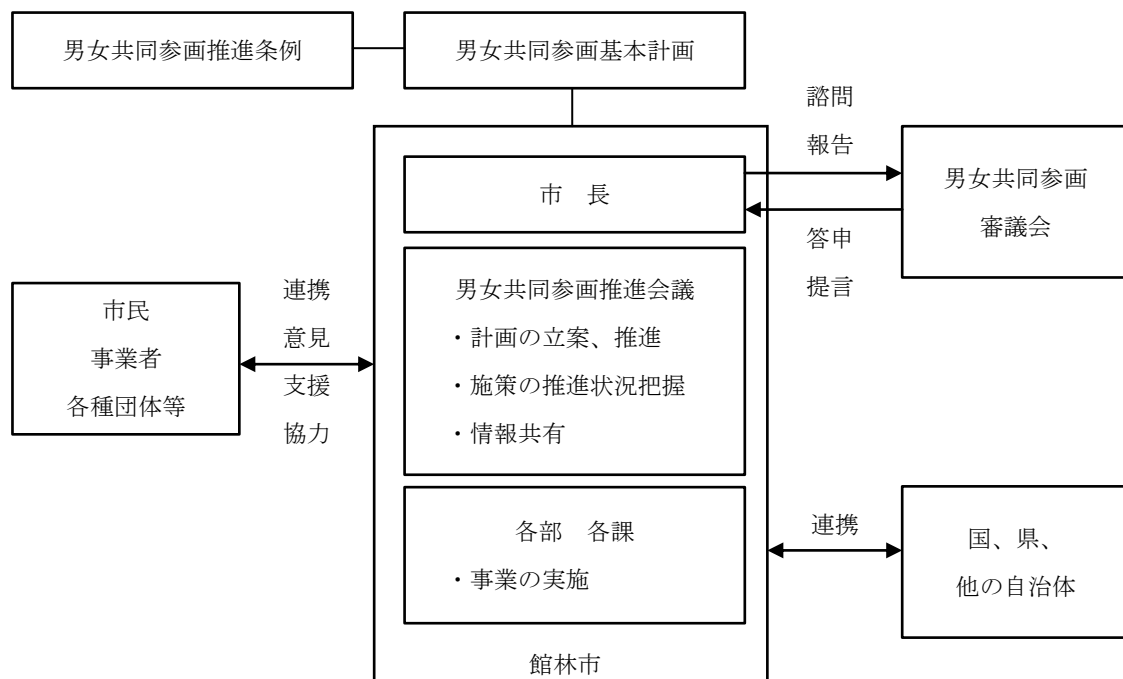
市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成を推進するための主要事項について、調査審議を行います。

(2) 男女共同参画推進会議

本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、市民環境部長と関係課長で構成される庁内推進会議を置き、男女共同参画に関する施策の推進及び進行管理を行います。

(3) 各種団体との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。こうしたことから、各種団体との連携を充実するとともに、国や県、他の自治体との連携を密にします。



2 進行管理

(1) 計画の進行管理及び年次報告書の作成

本計画に掲げた施策の実施状況等及び事業担当課の自己評価を調査し、年次報告書をまとめ、男女共同参画審議会に報告するとともに、市民や事業者に公表します。

(2) 計画の見直し

施策の実施状況及び国内外の動向や社会情勢の変化に応じ、随時見直しを行います。

数値目標

NO	項 目	現 況	第 5 次計画目標値 (平成 3 3 年度)
1	社会全体において男性が 優位と思う人の割合	6 5 . 1 % (平成 2 7 年度 市民意識調査)	5 5 . 0 %
2	『夫は外で働き、妻は家庭 を守るべき』という考え に賛成する人の割合	3 5 . 1 % (平成 2 7 年度 市民意識調査)	3 0 . 0 %
3	審議会等における 女性の登用率	2 6 . 8 % (平成 2 8 年 4 月 1 日)	3 5 . 0 %
4	市管理監督職に占める 女性の登用率 (係長以上)	2 8 . 4 % (平成 2 8 年 4 月 1 日)	3 5 . 0 %
5	区長・副区長に占める 女性の割合	2 . 1 % (平成 2 8 年 4 月 1 日)	5 . 0 %

資料

第5次館林市男女共同参画基本計画策定過程

年月日	会議・事項	内容
平成27年 7月13日	平成27年度 第1回男女共同参画審議会	・第5次基本計画策定について ・市民意識調査について
9月1日～ 9月25日	男女共同参画社会に関する意識調査 の実施	標本数1,000 回収数（回収率）513（51.3%）
11月24日	平成27年度 男女共同参画推進会議	・市民意識調査結果について
平成28年 2月22日	平成27年度 第2回男女共同参画審議会	・市民意識調査結果について ・第5次計画の体系について
8月 1日	平成28年度 第1回男女共同参画審議会	・第5次計画素案について ・実施計画案について
9月 1日	平成28年度 男女共同参画推進会議	・第5次計画素案について ・実施計画案について
11月14日	平成28年度 第2回男女共同参画審議会	・第5次計画素（案）について （集中審議）
11月29日	庁議	・計画策定の経過について
平成29年 1月4日～ 2月3日	パブリックコメント実施	・第5次基本計画（案）
2月22日	平成28年度 第3回男女共同参画審議会	・パブリックコメント結果について ・答申について
2月22日	審議会答申	
3月	計画書印刷 市議会へ説明	

館林市男女共同参画審議会答申

平成29年2月22日

館林市長職務代理者

館林市副市長 小山 定男 様

館林市男女共同参画審議会

会 長 飯島 久香

館林市男女共同参画基本計画について（答申）

平成27年7月13日付で諮問のありました館林市の男女共同参画推進のための基本計画策定について、本審議会では、計画に盛り込むべき施策の方向などについて審議を重ね検討した結果、別添のとおり「第5次館林市男女共同参画基本計画」をまとめたのでここに答申します。

なお、本審議会としてこの計画を推進するにあたり、特に実施すべき事項について別途提言します。

これらの提言を尊重されるとともに、市民と行政が一体となって本計画を着実に推進されるよう要請します。

最後に、答申の策定過程やまとめにあたり、多大なご協力をいただいた皆様に心よりお礼を申しあげます。

男女共同参画に関する重点項目への提言

男女共同参画社会は、性別的な役割に縛られず男女が自分の生き方に自信と誇りを持ち活躍できる社会です。

本市では、館林市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、「男（ひと）と女（ひと）が共に輝き、生き生きと暮らせる社会づくり」をテーマに、男女共同参画基本計画及びその推進に関する施策が総合的かつ計画的に推進されておりますが、このたびの基本計画に関し、特に最優先の課題について下記のとおり提言します。

基本目標Ⅰ「あらゆる分野における男女共同参画」

あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりが重要です。国は、日本の成長戦略の最重要課題として、平成２７年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を１０年間の時限立法として制定しました。この法律に基づき、館林市女性活躍推進基本計画を兼ねるものとして位置づけます。

本市の審議会等における女性の登用率は、平成２８年４月１日時点で、２６．８％となっており、目標の３５％には届いていない状況です。女性の参画への意識を向上させるとともに、人材の発掘・育成に努める必要があります。

社会の根底にある男性中心型労働慣行は、女性の活躍を妨げ、男性の家事や育児への参加を困難にしてきました。長時間労働の削減や職場における男女の格差の是正などを行い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。

基本目標Ⅱ「安全安心な暮らしの実現」

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての関心は年々高まっており、これらの防止に努め、関係機関と連携し多方面から被害者を支援することが重要です。暴力を許さない社会の実現に向け、館林市ＤＶ防止基本計画として位置づけます。

ライフスタイルや家族形態の多様化が進む中、核家族やひとり親世帯等が増え、育児や介護の個人の負担が重くなり、社会全体で支える体制の整備が急務です。育児休業や介護休業などの法律は整備されましたが、利用率はまだ低い状況です。社会や企業の支援が十分ではないと感じている人が多いため、制度の周知や取得促進を積極的に啓発していく必要があります。

基本目標Ⅲ「男女の人権の平等」

男女共同参画を進めるために、お互いの人権を尊重する意識を高めていくことが重要です。男女が共に個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択できるよう固定的な性別役割分担意識を見直すための学校教育や社会教育における学習機会の充実を図ります。

女性と男性では、災害時に受ける影響に違いがあることに配慮し、防災や復興における意思決定の場への女性の参画拡大を促します。災害予防や復旧・復興等の対応の際に、男女共同参画の

視点から事前の備えや避難所の運営、被災者支援を行うことが重要です。

推進体制の整備

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたるため庁内関係部課で推進会議を設置するとともに、研修等による職員の意識改革を図り、基本計画を着実に推進する必要があります。情報公開を行うとともに、審議会において計画の進行管理を行います。

館林市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成２７年４月１日～平成２９年３月３１日

No.	氏名	選出区分	備考
1	飯島 久香	知識経験者	会長
2	唐鎌 直義	知識経験者	副会長
3	尾花 潔彦	館林市区長協議会	
4	田部井 孝一	館林商工会議所	
5	石川 浩規	連合群馬館林地域協議会	
6	廣浦 秀子	館林市女性団体連絡協議会	
7	森田 麻美	館林市小中学校ＰＴＡ連合会	H 2 7 . 4 . 1 ～ H 2 8 . 3 . 3 1
	齊藤 光子		H 2 8 . 4 . 1 ～ H 2 9 . 3 . 3 1
8	田中 桂	公募者	
9	高柳 晴美	公募者	
10	卯月 秀人	公募者	

男女共同参画都市宣言

(平成16年4月1日館林市告示第38号)

た がいのことばに 心ひらき
て をたずさえて
は げましあう男(ひと)と女(ひと)
それは
や すらぎと活力の光りに満ちる
し あわせな都市(せかい)の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、更なるやすらぎと活力が満ちあふれることを願います。

一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることが願います。

私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造に向かって、

ともに確かな一歩を踏み出すことを誓い、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成16年4月1日 館林市

館林市男女共同参画推進条例

(平成17年3月24日館林市条例第3号)

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 基本的施策(第9条～第17条)

第3章 審議会(第18条～第22条)

第4章 雑則(第23条)

附則

私たち市民は、すべての人が性別に関わりなく、個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分発揮し、生き生きと暮らせる社会の実現を願っている。

私たちの先人は、女性も男性もともに働き、家庭を育みながら郷土館林を築いてきた。

しかしながら、市民意識調査の結果に見られるように、古くからの慣習やしきたりによる性別役割分担意識が今なお残っている。また、女性の社会参加の遅れや政策決定の場における男女の参画状況に偏りがあるなど、21世紀にふさわしい社会環境としては決して十分とは言えない。

そこで、女性も男性も一人ひとりの人権を尊重し、対等な立場で互いに責任を分かち合い、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画を推進しなければならない。

ここに私たちは、やすらぎと活力に満ちた館林市を築くため、市、市民、事業者、教育関係者等が協働してまちづくりを行うとともに『男女共同参画宣言都市』に相応しい、女性も男性もともに輝く男女共同参画社会を早期に実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、男女一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせる館林市の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、ともに責任を担う社会のことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 営利、非営利等に関わらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び任意団体をいう。

(4) 教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人および任意団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など密接な関係にある男女間における身体的、精神的苦痛を与える暴力的行為をいう。

(7) ジェンダー 生物学的男女の違いに対し、社会的、文化的に形成されてきた男女の性差のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、直接・間接を問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女がジェンダーによる固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行をなくすよう努めること、また、これらの制度又は慣行が社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により政策の立案及び決定に平等に参画す

ることが確保されるよう配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家事、子どもの養育、家族の介護等の家庭生活の活動と、職場、学校、地域、その他あらゆる場における活動が両立できるよう配慮されること。

(5) 教育の果たす役割が重要であることを踏まえ、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等の理念に基づいた教育が行われるよう配慮されること。

(6) 男女がともに人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの異性に対するあらゆる暴力的な言動の根絶が図られるよう努めること。

(7) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事柄について、互いにその意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画社会の形成は、国際的な取り組みと密接に関わっていることから、その動向に配慮するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策について、国及びその他の公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育関係者等と協働して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同

参画社会について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画社会の形成のため主体的に体制の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策について協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策について協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の暴力的言動を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定及び変更するときは、あらかじめ館林市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定及び変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況を館林市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動の実施)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成について、市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、必要な広報活動その他の啓発に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第13条 市は、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民、事業者及び教育関係者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

(男女平等教育の推進)

第14条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女平等及び男女共同参画に配慮した教育を推進するものとする。

(事業者の報告及び表彰)

第15条 市長は、男女共同参画社会の形成に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画に関する事項について報告を求めることができるものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを積極的に行っている事業者又は男女共

同参画社会の形成に寄与した者に対し、館林市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適正かつ迅速に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要と認めるときは、館林市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に企画調整し、また推進するため必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的事項を調査審議するため館林市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画の基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進施策に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進施策の実施状況の評価に関する事項
- (4) 事業者の表彰に関する事項

(5) その他男女共同参画の推進に関する重要事項

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。この場合において、男女いずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

(1) 知識経験のある者

(2) 団体等から推薦された者

(3) 公募に応じた者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第22条 審議会委員の報酬、費用及び実費弁償については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号）による。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1～12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保

されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画

社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本

的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者

を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則(第1条―第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画(第8条―第14条)

第3節 特定事業主行動計画(第15条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第16条・第17条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第18条―第25条)

第5章 雑則(第26条―第28条)

第6章 罰則(第29条―第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得

ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活

における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する

施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 （一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行

動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働

省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商

品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当

該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその

被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することが

できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該

取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を

公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）

の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成26年法律第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設に

において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の

内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県

警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは

電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３ 第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同

意がある場合に限る。

４ 第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５ 前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第１１条 前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２ 前条第１項の規定による命令の申立ては、次の

各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当

該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項

の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所

は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。

第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日

から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号

及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置か

れている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第

12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による

改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

用語解説

【あ】

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。

エンパワメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に仕事を辞め、子育てが一段落すると再び働くという特徴を示している。

【か】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう経営方針や役割分担、報酬、労働時間、休日などの就業条件について家族で十分話し合い、取り決める協定。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」のように、性別によって役割を固定的に分ける考え方。

【さ】

ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、「女らしさ・男らしさ」「女の役割・男の役割」など、社会通念や慣習によって作り上げられた性別。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主の責務を明らかにし、基本方針・事業主行動計画の策定や支援措置等について定めることにより、職業生活における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための法律。平成27年8月に10年間の時限立法として制定された。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、相手方に不快感もしくは不利益を与え、就業またはその他の生活環境を害すること。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女間の参画の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方の性に対し、必要な機会を積極的に提供すること。

【た】

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関する基本理念などを定める。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康を確保するなどの措置を推進することを目的としている。

地域子育て支援センター

乳幼児及びその保護者が相互の交流を地域と一体で行う施設であり、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

出前講座

生涯学習の推進のため、市民の団体やグループの求めに応じ、市役所、公共機関及び団体等の職員を講師としてそれぞれの学習の場に派遣する制度。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者、恋人その他親密な関係にある男女間において行われる身体的精神的苦痛を与える暴力その他の行為。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

※「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」を含む。男性、女性の別を問わず、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合も含む。

【は】

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

パートタイム労働者などの適正な労働条件の確保、

教育訓練の実施、福利厚生の実施、雇用管理改善などを促進するための法律。

パワー・ハラスメント

会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を背景にし、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のこと。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員となり、その育児に関する相互援助活動の調整等を行う事業所のこと。

【ま】

マタニティ・ハラスメント

女性が妊娠・出産等を理由に職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や自主退職の強要などの不当な扱いを受けること。

【わ】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和をいい、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などの個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができること。

第5次館林市男女共同参画基本計画

平成29年3月

編集 館林市市民環境部市民協働課

館林市城町1番1号

TEL 0276 (72) 4111

FAX 0276 (72) 3297

URL <http://www.city.tatebayashi.gunma.jp>